

発議第1号

岩井清郎議長の不信任決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年6月6日

提出者

市議会議員 石崎ひでゆき

賛成者

市議会議員 高坂進

〃 増田好秀

〃 佐藤幸則

〃 越川雅史

〃 青山博一

〃 清水みな子

〃 桜井雅人

〃 秋本のり子

〃 金子貞作

〃 谷藤利子

〃 湯浅止子

〃 中山幸紀

〃 宮田かつみ

〃 松井努

〃 鈴木啓一

〃 かいづ勉

岩井清郎議長の不信任決議

本市議会は、岩井清郎議長を信任しない。

以上、決議する。

提案理由

本日は、市川市議会平成 26 年度 6 月定例会開会日であります。午前 10 時に開会した直後に岩井清郎議長が「暫時休憩します」と宣告して以来、合理的な理由が説明されないまま約 4 時間に渡って議会が再開されませんでした。

言うまでもなく、市民生活にとって重要な議案が合理的な理由なく審議されないまま放置されることは、市民目線に照らせば「議会の責任放棄」と受け取られかねません。

結果的に、午後 2 時に開催された各派代表者会議において、岩井議長より「議長職を辞するかどうか逡巡していた」「結果的に辞表を提出しないこととした」といった旨の発言があり、午後 2 時 20 分より一旦会議は再開されましたが、再開された本会議場においては、議会をいたずらに空転させ、時間を浪費したことの責任についての言及はありませんでした。

議長が職を辞するか逡巡するのはご自身の勝手ですが、多くの議員と理事者を招集して本会議を開き、議会を約 4 時間

も空転させたまま「やっぱり議長職を続けます！」では、本会議を休憩するに足る合理的な理由があったとは到底認められないばかりか、市民に対する説明責任も全く果たしておらず、我々としては議長として信任することはできません。

そもそも岩井議長は、昨年 6 月に慣例を破棄して 2 度目の議長に就任したものの、かねて公平公正な議事運営を行わないことに多くの会派から不信が募り、その度に「公平公正な議事運営を行う」と約束してその場を乗り切ってきた経緯がありました。

具体的な事例を挙げると、平成 25 年 12 月には、行徳臨海部特別委員会において欠員が生じた際に、合理的な理由がないまま市川市委員会条例第 8 条第 2 項を遵守せずに速やかに委員の選任を行いました。

これに対して、条例違反を問題視した 4 つの会派から「岩井清郎議長に対して行徳臨海部特別委員の選任（指名）に関する説明を求める決議」と「岩井清郎議長に対して市川市議会委員会条例の遵守と行徳臨海部特別委員の速やかなる指名を求める決議」が提出されると、同月 19 日午後 1 時の開

会直前に、岩井議長は会派「無所属の会・市民ネット」の部屋を訪れ、「公平公正な議事運営を行う」と約束して決議を取り下げてもらい、続投したという経緯もありました。

この他にも、各派代表者会議ではいたずらに発言中の代表者の発言を遮ることもあれば、感情を露にしたまま一方的に会議を打ち切るなど、議長としての資質が問われる言動も数多く見受けられました。

これらの経緯を踏まえ、岩井議長が引き続き市川市議会議長の職を担うに相応しいかどうか総合的に勘案した結果、我々としては岩井議長をこれ以上議長として認めることはできないと考え、ここに議長不信任案を提出することと致しました。

以上